

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市特別職職員の給与等に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号及び第3号中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第2号及び第3号の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成28年6月1日から適用する。
（平成28年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成28年6月に支給する期末手当に限り、改正後の第3条第2項第2号及び第3号の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「100分の207.5」とあるのは、「100分の202.5」とする。
（平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 平成28年12月に支給する期末手当に限り、改正後の第3条第2項第2号及び第3号の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「100分の207.5」とあるのは、「100分の212.5」とする。